

市県民税

申告相談は2月2日から

市県民税申告相談が二月二日から始まります。税額は申告書に基づいて計算されますので、期限内に忘れずに。

申告しなければならない人

◆6年1月1日現在、大館市に住んでいて、5年中(1月～12月)に所得があった人

◆大館市に住んでいなくても、6年1月1日現在、市内に自分で使用する事務所、事業所、または家屋敷がある人

申告しなくてもいい人

◆所得税の確定申告書を税務署へ提出する人または所得税の還付を受ける人で税務署へ申告する人

◆給与所得だけの人で、給与支払報告書が勤め先から市役所へ提出されている人(不明の場合は勤務先にお確かめください)

申告するとき持参するもの

▽申告書と印鑑

▽給与所得や年金所得がある人は源泉徴収票

▽5年中に支払った医療費や社会保険料(国保税、国民年金保険料など)の領収書

▽5年中に支払った生命保険料(個人年金保険料を含む)や損害保険料の控除証明書(保険

会社で発行)

▽営業所得や不動産所得がある人は、収支計算書と帳簿などの関係書類

農業所得がある人へ

農業所得の収支を記載していない人のために「農業所得標準」を作成しています。

農業所得標準で申告する人は、次のものをご持参ください。

▽臨時雇人費の控除を受ける人は、雇人控帳、支払金額等を証明できる資料

▽標準外経費として別途控除対象となる大型農機具や農業用の車を所有している人は、取得年月、取得価格、年式や車名などを証明できる書類(売買契約書等)

▽農産物を出荷した人は、出荷証明書等収入金額がわかる書類

譲渡所得がある人へ

譲渡所得の申告相談は、税務署が指定した日となります。なお、農業所得もあつて農業所得についてだけ事前に相談したい人は、税務署の指定日以前にお

いでください。

所得税の確定申告は2月16日～3月15日

税務署から所得税の確定申告書が送付された人(農業所得のある人を除く)は、税務署へ申告してください。税務署へ申告した場合は、市県民税の申告は必要ありません。

□農業所得がある人で、税務署から確定申告書を送付された人だけを対象として、次の日程で申告相談を受け付けます。通知書の日程を確認のうえおいでください。指定された日が都合の悪い人は、相談期間中の都合のよい日においでください。

期日	相談受付区域	場所
2/2(水)	下川沿地区	中央公民館第1・2研修室
3(木)	二井田地区	
4(金)	上山沿・大館地区(二部)	
5(土)	真中・大館地区(一部)	
7(月)	長木地区	
8(火)	十二所地区	
9(水)	花岡・矢立地区	
10(木)	釈迦内地区	

△申告相談受付時間▽

9時～16時
※このほかの日程については、次号でお知らせします。

◎問い合わせは、税務課市民税係へ(内線232、233)

入居者募集 水門前住宅

老朽化に伴い建て替え工事が進められている市営水門前住宅(中層耐火構造2棟41戸)が、2月に完成の予定です。水門前住宅は、住環境のよい東大橋の南側にあり、4月1日からの入居者を募集します。



住宅の一戸当たりの床面積は、第一種住宅が約八十一平方メートル、第二種住宅が約七十六平方メートルで、十四畳の居間、和室(六畳)・洋室・風呂・水洗トイレ・サンルーム・バルコニーなどが設けられています。

また、二棟の住宅を回廊で結び、回廊で囲まれたスペースを子供たちの遊び場としているほか、地域住民の利用も考慮して、和室と多目的ホール(洋室)を備えた集会施設も併設されています。

○募集戸数と使用料(月額)

第1種住宅(3LDK) 11戸 35,000円

第2種住宅(3LDK) 15戸 30,000円
(2LDK) 2戸 25,000円

※ほかに浄化槽動力料、共益費等は入居者の負担となります。

○入居資格

・市内に居住または勤務している人

・現在、同居または同居しようとする親族がいる人

※第1種住宅、第2種住宅の別で、所得によって制限があります。

○受付期間

1月20日～2月10日

○入居期日

4月1日(予定)

申込 都市開発課(内線310)